

令和8年7月10日に公表した、「さいたま市新庁舎整備技術協力業務委託（建築）に係る公募型プロポーザル実施要項」の記載事項の一部について訂正がありましたので、訂正箇所を以下に示します。

頁	項目	訂正前	訂正後
I. 一般事項	10. 参加資格要件	本プロポーザルの参加者は単体企業及び共同企業体とし、参加要件の基準日は公告日とする。共同企業体で参加する場合に代表者となる企業は、次にあげる（1）～（12）、 <u>（14）～（18）</u> の条件を満たすこととし、代表者を除く構成員は、下記（1）～（10）、 <u>（12）、（13）</u> の条件を満たすこととする。	本プロポーザルの参加者は単体企業及び共同企業体とし、参加要件の基準日は公告日とする。共同企業体で参加する場合に代表者となる企業は、次にあげる（1）～（13）、 <u>（15）～（19）</u> の条件を満たすこととし、代表者を除く構成員は、下記（1）～（10）、 <u>（12）、（14）</u> の条件を満たすこととする。
I. 一般事項	10. 参加資格要件	（11）建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所登録を受けていること。ただし、参加申請を行う本店、支店又は営業所自体が一級建築士事務所登録を受けていない場合であっても、当該法人内の他の本店、支店、営業所その他の事業所が一級建築士事務所登録を受けているときは、本要件を満たすものとする。なお、本業務に係る建築士事務所業務は、当該登録を受けた建築士事務所が責任をもって実施又は統括するものとする。 <u>また</u> 、令和8年度さいたま市特定調達契約に係る建設工事の競争入札の参加資格審査を受け、業種「建築工事業」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格名簿（建設工事）（以下「名簿」という。）に同業種で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該業種について登載がない者を含む。）は、所定の様式により、令和8年8月17日までに資格審査の申請を行うこと。 ア. 省略 イ. 省略	（11）建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所登録を受けていること。ただし、参加申請を行う本店、支店又は営業所自体が一級建築士事務所登録を受けていない場合であっても、当該法人内の他の本店、支店、営業所その他の事業所が一級建築士事務所登録を受けているときは、本要件を満たすものとする。なお、本業務に係る建築士事務所業務は、当該登録を受けた建築士事務所が責任をもって実施又は統括するものとする。 <u>（12）</u> 令和8年度さいたま市特定調達契約に係る建設工事の競争入札の参加資格審査を受け、業種「建築工事業」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格名簿（建設工事）（以下「名簿」という。）に同業種で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該業種について登載がない者を含む。）は、所定の様式により、令和8年8月17日までに資格審査の申請を行うこと。 ア. 省略 イ. 省略

I. 一般事項	10. 参加資格要件	<u>(12)</u> 単体企業および共同企業体における代表者については、最新の経営事項審査結果通知における建築工事に係る総合評価値が1, 200点以上あること。	<u>(13)</u> 単体企業および共同企業体における代表者については、最新の経営事項審査結果通知における建築工事に係る総合評価値が1, 200点以上あること。
I. 一般事項	10. 参加資格要件	<u>(13)</u> 共同企業体における構成員については、最新の経営事項審査結果通知書における建築工事に係る総合評定値が750点以上であること。	<u>(14)</u> 共同企業体における構成員については、最新の経営事項審査結果通知書における建築工事に係る総合評定値が750点以上であること。
I. 一般事項	10. 参加資格要件	<u>(14)</u> 元請人として、次のいずれかの業務を完了した実績を有すること。ただし、実績については、単体企業で行ったもの又は共同企業体の代表者として行ったものに限る。 ①過去15年以内（平成23年7月1日から令和8年6月30日まで）に免震構造で高さが60メートル超、かつ延べ面積 20,000 m ² 以上の同種（※1）又は30,000 m ² 以上の類似（※2）の用途の建築物に係る新築工事の実績。 ②①において同種又は類似の用途を有する複合用途建築物の場合は、同種の用途に供する部分の床面積が20,000 m ² 以上のもの、類似の用途に供する部分の床面積が30,000 m ² 以上のものに限る。 ※1 省略 ※2 省略	<u>(15)</u> 元請人として、次のいずれかの業務を完了した実績を有すること。ただし、実績については、単体企業で行ったもの又は共同企業体の代表者として行ったものに限る。 ①過去15年以内（平成23年7月1日から令和8年6月30日まで）に免震構造で高さが60メートル超、かつ延べ面積 20,000 m ² 以上の同種（※1）又は30,000 m ² 以上の類似（※2）の用途の建築物に係る新築工事の実績。 ②①において同種又は類似の用途を有する複合用途建築物の場合は、同種の用途に供する部分の床面積が20,000 m ² 以上のもの、類似の用途に供する部分の床面積が30,000 m ² 以上のものに限る。 ※1 省略 ※2 省略
I. 一般事項	10. 参加資格要件	<u>(15)</u> 次の項目を満たす技術協力業務責任者を技術協力業務に配置できること。 ①一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。 ②過去15年以内（平成23年7月1日から令和8年6月30日まで）に免震構造で高さが60メートル超、かつ延べ面積 20,000 m ² 以上の同種又は延べ面積30,000 m ² 以上の類似の用途の建築物に係る新築工事において、実施設計業務における管理技術者又は主任技術者として従事した経験、又は新築工事において監理技術者もしくは主任技術者として従事した経験を有すること。 ③②において同種又は類似の用途を有する複合用途建築物の場合は、同種の用途に供する部分の床面積が20,000 m ² 以上のもの、類似の用途に供する部分の床面積が30,000 m ² 以上のものに限る。 ④単体企業で参加する場合は自社に所属する者、共同企業体で参加する場合は代表者に所属する者に限る。なお、その者が各企業の社員である場合は、本プロ	<u>(16)</u> 次の項目を満たす技術協力業務責任者を技術協力業務に配置できること。 ①一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。 ②過去15年以内（平成23年7月1日から令和8年6月30日まで）に免震構造で高さが60メートル超、かつ延べ面積 20,000 m ² 以上の同種又は延べ面積30,000 m ² 以上の類似の用途の建築物に係る新築工事において、実施設計業務における管理技術者又は主任技術者として従事した経験、又は新築工事において監理技術者もしくは主任技術者として従事した経験を有すること。 ③②において同種又は類似の用途を有する複合用途建築物の場合は、同種の用途に供する部分の床面積が20,000 m ² 以上のもの、類似の用途に供する部分の床面積が30,000 m ² 以上のものに限る。 ④単体企業で参加する場合は自社に所属する者、共同企業体で参加する場合は代表者に所属する者に限る。なお、その者が各企業の社員である場合は、本プロ

		ポーザルの公告日において3か月以上継続した直接的な雇用関係があること。	ポーザルの公告日において3か月以上継続した直接的な雇用関係があること。
I. 一般事項	10. 参加資格要件	<u>(16)</u> 本工事請負契約を締結する場合、建設工事の契約の翌日から建設工事が完了するまでの間、次の項目を満たす監理技術者を専任配置できること。 ①一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。 ②監理技術者資格者証及び監理技術者講習会修了証を有していること。 ③過去15年以内（平成23年7月1日から令和8年6月30日まで）に延べ面積20,000㎡以上の同種又は延べ面積30,000㎡以上の類似の用途の建築物に係る新築工事において、監理技術者もしくは主任技術者として従事した経験を有すること。 ④③において同種又は類似の用途を有する複合用途建築物の場合は、同種の用途に供する部分の床面積が20,000㎡以上のもの、類似の用途に供する部分の床面積が30,000㎡以上のものに限る。 ⑤単体企業で参加する場合は自社に所属する者、共同企業体で参加する場合は代表者に所属する者に限る。なお、その者が各企業の社員である場合は、本プロポーザルの公告日において3か月以上継続した直接的な雇用関係があること。	<u>(17)</u> 本工事請負契約を締結する場合、建設工事の契約の翌日から建設工事が完了するまでの間、次の項目を満たす監理技術者を専任配置できること。 ①一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。 ②監理技術者資格者証及び監理技術者講習会修了証を有していること。 ③過去15年以内（平成23年7月1日から令和8年6月30日まで）に延べ面積20,000㎡以上の同種又は延べ面積30,000㎡以上の類似の用途の建築物に係る新築工事において、監理技術者もしくは主任技術者として従事した経験を有すること。 ④③において同種又は類似の用途を有する複合用途建築物の場合は、同種の用途に供する部分の床面積が20,000㎡以上のもの、類似の用途に供する部分の床面積が30,000㎡以上のものに限る。 ⑤単体企業で参加する場合は自社に所属する者、共同企業体で参加する場合は代表者に所属する者に限る。なお、その者が各企業の社員である場合は、本プロポーザルの公告日において3か月以上継続した直接的な雇用関係があること。
I. 一般事項	10. 参加資格要件	<u>(17)</u> 上記 <u>(15)</u> 技術協力業務責任者又は上記 <u>(16)</u> 監理技術者のいずれかをプロジェクト責任者として、工事完了までの期間配置可能なこと。なお、プロジェクト責任者は技術協力業務期間及び工事期間において専ら従事し、全ての関係者の窓口となり、対応・調整に当たる者をいう。	<u>(18)</u> 上記 <u>(16)</u> 技術協力業務責任者又は上記 <u>(17)</u> 監理技術者のいずれかをプロジェクト責任者として、工事完了までの期間配置可能なこと。なお、プロジェクト責任者は技術協力業務期間及び工事期間において専ら従事し、全ての関係者の窓口となり、対応・調整に当たる者をいう。
I. 一般事項	10. 参加資格要件	<u>(18)</u> 各配置技術者の会議体の出席、兼務可否、保有資格等は以下による。 ～以下、省略	<u>(19)</u> 各配置技術者の会議体の出席、兼務可否、保有資格等は以下による。 ～以下、省略

引用箇所

頁	項目	訂正前	訂正後
I. 一般事項	4. 技術協力業務の概要	(5) 業務の配置技術者 「I. 10. 参加資格要件」の <u>(18)</u> の表による。	(5) 業務の配置技術者 「I. 10. 参加資格要件」の <u>(19)</u> の表による。
I. 一般事項	7. 工事請負契約までの過程	(5) 優先交渉権者がその決定後、技術協力業務の契約締結までに「I.10. 参加資格要件」の(1)から <u>(17)</u> のいずれかの要件を満たさなくなった場合は、技術協力業務(建築)の委託契約に関する優先交渉権を失い、基本協定及びパートナーシップ協定は締結しないものとする。また、既に基本協定及びパートナーシップ協定を締結していた場合は、その効力を失うものとし、技術協力業務の委託契約は締結しないものとする。	(5) 優先交渉権者がその決定後、技術協力業務の契約締結までに「I.10. 参加資格要件」の(1)から <u>(18)</u> のいずれかの要件を満たさなくなった場合は、技術協力業務(建築)の委託契約に関する優先交渉権を失い、基本協定及びパートナーシップ協定は締結しないものとする。また、既に基本協定及びパートナーシップ協定を締結していた場合は、その効力を失うものとし、技術協力業務の委託契約は締結しないものとする。
II. 参加申込	1. 参加資格確認	(3) 提出書類の留意事項 ④省略 ⑤省略 ⑥施工実績確認書(様式3) ・「I. 10. 参加資格要件 <u>(14)</u> 」を満たす実績を記載する。 ・コリンズ((一財)日本情報総合センターによる工事実績情報登録)登録がある場合は、写しを添付すること。登録が無い場合又はコリンズの写しのみでは参加資格要件の実績を証明することができない場合は、契約書(工事名称、工期、発注者、請負者の確認ができる部分)及び、特記仕様書等の内容で参加資格要件の実績が確認できる設計図書等を添付し、参加資格要件に該当する部分をマーカー等で分かりやすく明示すること。 ⑦配置技術者名簿(様式4) ・技術協力業務責任者及び監理技術者は、事故等のやむを得ない事由(病気・死亡等極めて特別な場合)により変更が生じた場合、当初配置した技術協力業務責任者及び監理技術者と同等以上の資格を有する者とする。こと。 ・3か月以上の雇用関係を証明するものを添付すること。(健康保険証の写しなど) ・「I.10.参加資格要件 <u>(18)</u> 」の表に記載の保有資格を記載し、資格証の写し等を添付すること。	(3) 提出書類の留意事項 ④省略 ⑤省略 ⑥施工実績確認書(様式3) ・「I. 10. 参加資格要件 <u>(15)</u> 」を満たす実績を記載する。 ・コリンズ((一財)日本情報総合センターによる工事実績情報登録)登録がある場合は、写しを添付すること。登録が無い場合又はコリンズの写しのみでは参加資格要件の実績を証明することができない場合は、契約書(工事名称、工期、発注者、請負者の確認ができる部分)及び、特記仕様書等の内容で参加資格要件の実績が確認できる設計図書等を添付し、参加資格要件に該当する部分をマーカー等で分かりやすく明示すること。 ⑦配置技術者名簿(様式4) ・技術協力業務責任者及び監理技術者は、事故等のやむを得ない事由(病気・死亡等極めて特別な場合)により変更が生じた場合、当初配置した技術協力業務責任者及び監理技術者と同等以上の資格を有する者とする。こと。 ・3か月以上の雇用関係を証明するものを添付すること。(健康保険証の写しなど) ・「I.10.参加資格要件 <u>(19)</u> 」の表に記載の保有資格を記載し、資格証の写し等を添付すること。